

## 米連邦取引委員会（FTC）審決に見る 標準化プロセスでの反競争的行為

藤 野 仁 三\*

**抄 録** 米ラムバス社の反トラスト法違反問題を審理していた米連邦取引委員会（FTC）は2006年8月、行政法判事（ALJ）による仮決定を全員一致で覆し、ラムバスの反トラスト法違反を認める審決を公表した。この事件の舞台となったのがDRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー）関連の規格を採択する米国標準化団体（JEDEC）であった。今回の審決でFTCは、標準化団体における協力・協調精神にもとづく合意形成プロセスを重視し、そのプロセスの参加者による反競争的な行為については、一般の競争市場における反トラスト法違反の基準よりも高い基準に立って判断すべきであるとの解釈を示した。FTCは、「救済」問題について引き続き審判を継続する。

### 目 次

1. はじめに
  1. 1 業界デビュー
  1. 2 ラムバスの戦略
  1. 3 標準化団体からの脱退
  1. 4 脱退後の行動
  1. 5 特許権の行使
2. 連邦取引委員会（FTC）の調査開始と仮決定
  2. 1 調査開始決定
  2. 2 仮決定
  2. 3 分かれた地裁の判断
3. 委員会による再審理
  3. 1 検討項目
  3. 2 独占力の保持
  3. 3 因果関係
  3. 4 証拠湮滅
4. むすび

### 1. はじめに

#### 1. 1 業界デビュー

米国電子工業会（EIA）傘下にある標準団体（JEDEC）は1990年、「シンクロナスDRAM

（SDRAM）のデザインとアーキテクチャー」に関する標準化作業を開始することを決定し、最初の会合が90年12月に開催された。標準化作業は、RAM関連の標準を扱う「合同小委員会」（JC-42.3）が担当した。JC-42.3には、米国のみならず世界の主要なメモリー設計、メモリー製造業者そしてメモリー・ユーザーが参加した。JC-42.3は、1993年に「第一世代SDRAM標準」を、そして1999年に「第二世代SDRAM標準」を発行した<sup>1)</sup>。

ラムバス社（以下、「ラムバス」とよぶ）は、高速DRAMの設計開発ベンチャーとして1990年に二人の大学教授が設立した。同年4月にはDRAM関連の基本発明が特許出願された。ラムバスの経営陣は、特許がスムーズに認められれば、いずれJC-42.3が発行する標準を包含することを予想し、その予想に立った事業計画を立てていた。90年暮に行われた第1回JC-42.3会合にオブザーバーを送り、翌91年2月に

\* 東京理科大学専門職大学院 知的財産戦略専攻教授  
Jinzo FUJINO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

JEDECに正式に入会した<sup>2)</sup>。

## 1.2 ラムバスの戦略

ラムバスで標準問題を担当したのはリチャード・クリस्प氏 (Richard Crisp) であった。彼は、92年5月からJEDECを脱会する96年まで、ラムバスを代表してJC-42.3の会合に毎回欠かさず出席した。一方、ラムバスの特許出願については、社外弁護士のレスター・ビンセント氏 (Lester Vincent) が担当した。

ビンセント弁護士は、クリस्प氏がJC-42.3の会合に参加する前に、クリस्प氏とその上司に会って、JEDEC加入により将来の特許権行使が妨げられないように十分注意するよう助言した。彼は具体的に「会合では積極的な発言をしない」、「投票は棄権する」ことをアドバイスした。そのアドバイスに従い、クリस्प氏は実際に会合で沈黙を守り、4回の投票のうち3回は棄権し、1回は反対票を投じた。

どの標準化団体もほぼ例外なく、審議対象の標準化技術に関連する特許をメンバーが保有しているかどうかを事前に確認する。これは「パテントポリシー」と呼ばれるルールに従わなければならないからである。JC-42.3の議長も、各メンバーに関連特許の有無について申告を求めた。クリस्प氏は93年9月、基本特許出願を親とする関連出願が登録になったとして、1件の米国特許を開示した。しかし、その特許は、JEDECが審議していた標準技術とは直接的には関連しないものであった。それ以外の開示は行われなかった。

その一方でクリस्प氏は、情報の蒐集には積極的であった。会合での議論や発表の内容を逐次記録し、重要事項についてはビンセント弁護士に協議の会場から電子メールで知らせていた。その情報をもとに、ビンセント弁護士は出願中の特許クレーム文言や明細書の記述を修正し、時には継続 (CP) 出願や一部継続 (CIP)

出願を申請した。

その一つが96年4月に発行された米国特許5,513,327 (327特許) である。この特許は、ラムバスがJEDECの在籍中に取得した唯一の標準に関連する特許であり、パテントポリシーの下で開示されるべきものであった。しかしこの特許が開示されることはなかった。もし開示されていれば、審議中のSDRAM標準に関係するため、JC-42.3は標準の内容を変更したとも考えられる程、標準との関連性の強い特許であった。

## 1.3 標準化団体からの脱退

JC-42.3会合でのクリस्प氏の沈黙と関連特許の非開示は、次第にメンバーの楽観を生んだ。メンバーは、審議中の標準技術に関する特許をラムバスは持っていないと考えるようになった。

それまでクリस्प氏は2回の会合で、関連特許の有無の確認を迫られた。それに対して具体的に答えず、代わりに95年5月になってコメントを差し控える旨を書状で回答した<sup>3)</sup>。JEDEC標準として発行された技術や今後追加される予定の技術が、ラムバスの係属中の特許出願に含まれるかどうかについては、この書状では一切触れていない。

クリस्प氏はこれと並行して、ラムバスの幹部に①所有特許のうち主要特許についてのみ開示する (それ以外は一切開示しない)、②次回の会合で特許リストだけを提出し、標準との関連性については会員それぞれの判断にゆだねるとのみ記し、侵害可能性については言及しない—のいずれかを選択すべきであると提案した<sup>4)</sup>。

## 1.4 脱退後の行動

ビンセント弁護士は95年暮、デル・コンピュータ事件でのFTC同意審決の内容を知った<sup>5)</sup>。彼はすぐにラムバスの社内弁護士と対応策を協議した。そして、翌年1月、ラムバスに対して

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

これ以上いかなる標準化団体にも参加すべきでないと助言した。ラムバスは同年6月、JEDECからの脱退を決意した。

ラムバスは96年6月、脱退届をJC-42.3事務局に提出した。その届けには、ラムバスが所有する23件の特許および特許出願のリストが同封されていた。ラムバスはリストの中で、独自の条件でそれらをライセンスすることを明記した。しかし、標準技術の侵害可能性については一切言及しなかった。しかも、脱退2ヶ月前の96年4月に発行された唯一の関連特許である327特許はリストには記載されていなかった。

JEDECからの脱退後も、クリスプ氏はJEDECの協議内容についてさまざまなルートから情報を仕入れていた。これらの情報は、ラムバスの経営幹部にも伝えられた。また、社内では、DDR関連の出願中の特許について、口外無用のかん口令が敷かれた。特許が成立しても、すぐには権利行使を行わないことを申し合わせた。

## 1. 5 特許権の行使

JEDECは1998年3月、第二世代のSDRAM標準「ダブル・データ・レート-SDRAM」(DDR SDRAM)を採択した。それと時を合わせるかのように、出願中のSDRAM標準関連の出願が次々に登録された。1999年11月には、DDR SDRAMが対象とする4つの技術を包含する4つの特許が登録された。

そこでラムバスは、ライセンスキャンペーンを積極的に展開した。ライセンスを受けない企業に対しては、侵害訴訟の提起も厭わなかった。対インフィニオンの訴訟は、反訴を受けたため本格的な訴訟に発展した(以下、インフィニオン訴訟と呼ぶ)。この訴訟では、ラムバスがJEDECで特許を開示しなかった行為がバージニア州法の「フロード」(詐欺)に当たるかどうか争われた。地裁の陪審は、ラムバスの行

為はフロードにあたると判断し、インフィニオンに高額の損害賠償を支払うことを命じた。しかし連邦控訴裁(CAFC)は、一審判決を破棄し、審理を地裁に差戻した。

最終的には、当事者は和解した<sup>6)</sup>。

## 2. 連邦取引委員会(FTC)の調査開始と仮決定

### 2. 1 調査開始決定

ラムバスの動きについては反トラスト法の執行機関の一つである連邦取引委員会(FTC)も注目していた<sup>7)</sup>。調査を進めていた調査官<sup>8)</sup>は、審判開始が妥当であると判断した<sup>9)</sup>。

訴訟における訴状にあたる「審判開始決定書」(Complaint)は2002年6月19日に公表された。決定書は、JEDECにおけるラムバスの行為が、以下の理由から不公正な取引方法にあたると指摘した<sup>10)</sup>。

- 1) 意図的に反競争的・排除的な行為に従事したため、SDRAM技術市場とその関連市場で独占力が確立した。
- 2) SDRAM技術市場とその関連市場で、独占の意図をもって反競争的・排除的な行為に従事することにより、それぞれの市場において独占の蓋然性が生まれた。
- 3) 意図的に反競争的・排除的な行為に従事することにより、SDRAM技術市場とその関連市場での通商を非合理的な程度に拘束した<sup>11)</sup>。

### 2. 2 仮決定

行政法判事(ALJ)は2004年2月23日、「仮決定」(Initial Decision)を発表した。結論は「違反ナシ」であった。350頁にもおよぶ長文の決定理由が付された。その中でALJは、①審判官が決定書で主張した事実が証拠で裏付けられていない、②決定書が根拠とした法理論では、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

FTC法5条違反の結論は導けないことが立証された、③立証された事実を法理論を適用すると決定書の結論と異なる結論が導かれる—をその根拠とした。ALJは、以下の認定からその根拠を導いた。

- 1) JEDECの標準化とラムバスの独占力の獲得の間に因果関係はない。
- 2) 決定書では有効な代替技術の存在が立証されていないので、ラムバスの行為は反競争的な効果を生んだとは断言できない。
- 3) ユーザーに対する価格上昇がなかったので、ラムバスの行為は反競争的な効果を生んだとは言えない。
- 4) JEDECは標準化作業の中でラムバス技術に「ロック・イン」<sup>12)</sup> されていない<sup>13)</sup>。

仮決定に対し、決定書を起草した審判官が異議を申し立て、ラムバスも異議を申し立てた<sup>14)</sup>。FTCはそれを受けて、委員会による再審理を決めた。再審理の理由の一つが、ラムバスによる証拠湮滅の問題であった。

## 2.3 分かれた地裁の判断

ラムバスは1998年、外部の弁護士のアドバイスの下で「文書管理規定」を導入した。その規定によれば、5年を経過した社内文書は破棄することができる。

ラムバスではこの社内規定により、関連文書が大量に処分された。その中にディスカバリーで開示を免れる秘匿特権付文書も含まれていた。この問題が裁判所で争われた。たとえば、インフィニオン訴訟<sup>15)</sup>の差戻し審において、バージニア東部地区地裁は、訴訟に不利となる文書、特に弁護士と依頼者の間で交わされた秘匿特権付文書を処分するために文書管理規定が利用されたと認定し、秘匿特権付文書の証拠開示を命じた<sup>16)</sup>。また同地裁は、サムソン電子対ラムバス事件でラムバスに証拠湮滅があったと認

定した<sup>17)</sup>。

しかし、この問題の認定については、地裁の足並みがかならずしも揃っているわけではない。たとえばハイニックス対ラムバス事件でカルフォルニア北部地区地裁は、ラムバスに悪意の文書管理使用があったとは認められないとして、ハイニックスの抗弁—ラムバス側が「汚い手」<sup>18)</sup>を使ったので侵害の主張を認めるべきではない—を退けた<sup>19)</sup>。同地裁は2006年7月、JEDECに対するラムバスの開示義務違反は反トラスト法に違反しないと判決した。マイクロン対ラムバス事件でデラウェア地区地裁の予審判事は、ラムバスに「フロード（詐欺）がない以上、秘匿文書の提出を認める理由がない」とする意見書を裁判官に提出している<sup>20)</sup>。

ALJの仮決定に関連する証拠収集は、2003年10月に終了していた。そのため、その後地裁で議論された証拠湮滅問題は、仮決定に影響を与えることはなかった。

## 3. 委員会による再審理

### 3.1 検討項目

このような状況もあって、FTCは、委員会による再審理を決めた。委員会は、仮決定の内容検討だけではなく、ALJが入手できなかった証拠資料も新たに収集した。証拠基準に関しては、ラムバスが「明確で説得力のある」証拠基準<sup>21)</sup>の採用を主張したが、委員会は、当事者の提出した証拠の比較考量による「証拠の優越基準」<sup>22)</sup>により判断することを決めた。

委員会は「証拠の優越基準」に則り、(1) 排除行為、(2) 独占力の保持、(3) 因果関係、(4) 証拠湮滅—についてそれぞれ詳細に検討した。今回の審決において、委員会は「排除行為」の分析に多くの紙面を割いている<sup>23)</sup>。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### (1) 排除行為

委員会は、先ず、排除行為の有無を決定する要素は、JEDECでのラムバスの行為が「反競争的」すなわち「排除的」な行為であったかどうかであって、独占力の有無は直接的には関係がないとした。その場合の判断基準は、ラムバスの行為が「詐欺的」(deceptive)であったかどうかである。

詐欺にあたるかどうかについては、FTCの内規(Policy Statement)がある。それによれば、合理的な行動を行う第三者の行為や決定を誤った方向に誘導するような「重要かつ誤った表明、過失等」がある場合に詐欺が構成される。

委員会の内規は、先ず、「シャーマン法」2条<sup>24)</sup>の「詐欺」となるためには、被審人(被告)がその行為を、独占力を得るために「意図的に」(willfully)に行っている必要があると定義する。つまり、シャーマン法2条については、善意の場合は詐欺と認定されない。

次に、FTC法5条<sup>25)</sup>の場合には、被告の行為に競争上の有害性があつたことを立証する必要はない。これに対してシャーマン法では、被告の行為が競争プロセスにとって有害であり、かつ反競争的な有害性が競争促進的な利益よりも大きいことが認定要件となる。このため、ラムバスの行為がシャーマン法2条違反であるとするためには、反競争的な影響が競争促進的な効果よりも大きくなければならない。

### (2) 標準化プロセスでの証拠基準

ラムバスは標準化プロセスにおける証拠の判断基準として「犠牲の基準」(sacrifice test)を主張した。この基準は、単純に言えば、経済的合理性のない行為が競争の排除または競争の緩和につながるかどうかでその違法性を判断するという考え方である。

委員会はラムバスの主張を採用しなかった。

経済的合理性という犠牲がなくてもシャーマン法2条違反を認めた連邦最高裁判例があり<sup>26)</sup>、また独占者の行為全体が競争を阻害しているかどうかに焦点をあてて排除行為の違法性を判断した判決例<sup>27)</sup>もある。委員会はそのような判例を根拠とした。

委員会が重視したのは、「標準化」という協調的な作業が求められる環境において、一社しか知らない決定的な情報が隠匿され、それが結果として競争に大きな影響をもつ点であった。これは標準化特有の問題で、その影響は直ぐには表れず後になって手の打ちようがない事態となる。

標準化のプロセスでは市場原理による競争は行われない。その代わりに消費者が互換性などの商品・技術特性をみてその消費行動を決定する。標準化は合意形成プロセスであることから競争の機会を減少させる。しかし、その効率性という利益は不利益を上回る。また、標準化プロセスの特徴の一つに、需要と供給の方向付けを行うことがあり、それは競争促進効果をもつ。そのような競争促進効果を阻害し、しかも標準化の協調精神を損ねる排除行為は、競争阻害のリスクを高める。

### (3) 特許との関係

標準化技術に特許が行使されると特許権者の市場支配力は格段に強化される。そのため標準化団体は、標準化作業に入る前に、特許技術を含めることについて採択で会員の同意をえる。標準団体の会員は、特許技術が有望であれば、たとえロイヤルティを支払ってもその特許技術を標準に含めることを選択する。しかし、その逆もありうる。

標準関連の特許が予め開示されれば、標準の普及・浸透を阻害する「ホールドアップ」<sup>28)</sup>問題にも対処しやすい。場合により標準化前にホールドアップ特許の所有者と交渉して、妥当な

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

料率でライセンスを得ることも可能となる。侵害発生の可能性が事前に分かれば標準化団体は、その技術の標準化を断念するなど何らかの対策を講じることができる。

このような状況を考慮すると、FTCの内規が定める「詐欺」の構成要件とラムバスのFTC法5条違反問題には関連性がある。

### (4) ラムバスの行為

JEDECがSDRAM標準を採択するまで、ラムバスは自分の特許出願を秘匿し、特許取得後もその開示をしなかった。標準の採択後、ラムバスは標準ユーザーを特許侵害で訴えた。委員会はこれをラムバスの権利濫用にあたることと認定した。

ラムバスは、JEDEC会合で得られた情報を利用して、SDRAM標準を取り込むように特許クレームを補正した。このような行為は、単独では明らかな詐欺とは言えないかも知れないが、協同作業としての標準化を阻害する。

委員会は、ラムバスの二つの行為が詐欺にあたる可能性があることと指摘した。つまり、①DDR SDRAM標準が採択されるまで特許と特許出願の存在を隠し続けたこと、②ラムバスの行為について釈明を求められたとき、ミスリードするような誤った表明を行ったこと、である。

### (5) 開示ルール違反

第一の問題がJEDECの Patent Policy をラムバスが守らなかったことは開示義務の違反に当たるかどうか。この点についてALJは、Patent Policy 自体の拘束力は弱く、法的な「義務」を構成するものではないと判断した。仮決定は、ラムバスに違法は無いと認定した<sup>29)</sup>。

再審理では、開示義務の違反だけでなく、標準化という環境の中で詐欺にあたる重大な行為が行われたかが問題にされた。JEDECは協調的な合意形成の場であり、その

ような場における詐欺行為は競争阻害の影響が大きい。JEDECの会員は、将来、権利行使がなされる可能性のある特許・特許出願については開示されることを期待している。この期待は、JEDECの Patent Policy の存在によってさらに高められているという判断である。

実際にラムバスは、終始沈黙を守り投票にも参加しなかった。2度、回答を求められる場面があったが、結局、その場を沈黙でしのいだ。また、脱退時には、最も関連する特許1件—それこそが開示されるべきものであった—を除いた特許リストを提出しただけであった。その一方で、特許出願の補正や、JEDEC標準を包囲するためのポートフォリオ作りが並行して進められていた。

委員会は、このようなラムバスの行為はFTC法5条の下で「詐欺」にあたることと認定した。また、ラムバスの行為は、JEDECの会員を不当にミスリードするものであり、ラムバスは故意にそのような詐欺的な行為に従事したと認定した。

登録前の特許出願は企業秘密であるのでそれらの秘匿は正当化されるべきであるというラムバスの主張についてはALJも同意した。しかし委員会は、もしその開示ができないのであれば、ラムバスはJEDECに参加すべきでなかったと断じている。

## 3. 2 独占力の保持

この事件で問題となった市場は、DRAM用に利用される4つの技術（前掲注1）である。独占力（monopoly power）は、①競争レベルを超えた価格に引き上げる力または競争を排除する力、②適切に関連づけられた市場における高い割合の占有率または高い参入障壁—のいずれかを示す証拠によって立証される。シャーマン法2条違反を立証するためには、独占力が強くなければならない。参入障壁が低ければ、独

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

占力がいくら強くても新規参入しやすく競争阻害は避けられる。

ラムバスはこれら4つの技術市場で90%超の占有率をもっていた。1998年以降、ほとんどのDRAM製品は、SDRAM標準対応であった。それらについてはラムバスの特許侵害が避けられないというのがラムバスの主張であった。そのような高い市場占有率があれば独占力の存在を推論する十分な根拠があると多くの裁判所は認定した。ALJもラムバスの独占力の存在を認定した。

この点については委員会も同様に、ラムバスは独占的地位を獲得していたと結論づけた。

### 3.3 因果関係

以上のように、ラムバスが排除行為を構成する一連の詐欺的な行為に従事していたこと、ラムバスが関連市場で独占力を獲得したことが確認された。問題は、ラムバスの行為と独占力の獲得がどのような関係にあるのか、つまり「因果関係」の立証である。委員会は、いくつかの要因間の因果関係を分析した。

#### (1) ラムバスの行為とJEDECの決定の関係

ラムバスの狙いは、JEDECに、自分の特許技術を取り込んだSDRAMとDDR SDRAM標準を採択させること、それらの標準利用者に特許権を主張することであった。委員会は、もしラムバスの行為が無ければ、JEDECはラムバス技術を標準から除外するかラムバスにRAND条件でのライセンスを要求していたであろうと考えた。その理由は、JEDECの会員がコストに敏感であり、特許料が付加されるのであれば別の代替技術に乗り換えることを考えていたことが証拠により裏付けられていたからである。

代替技術は、ラムバス技術を選択していた当時、入手可能であった。代替技術の方がよいと

考えていた大手企業もあった。しかし、ALJは、コスト意識を示す証拠を採用しなかった。当時のJEDECの会員の主観的な意見であるという理由からであった。

委員会は、ALJが因果関係の論証ポイントを見落としたと指摘し、ALJの判断を支持しなかった。適切な情報を受けていればJEDECは代替技術を選んだであろうという証拠があり、それはラムバスの行為とJEDECの意思決定プロセスの因果関係を示すものであると判断した<sup>30)</sup>。

#### (2) JEDEC標準とラムバスの独占力の関係

JEDECがラムバスの特許技術を取り込んだ標準を採択したことは、ラムバスの独占力と関連する。たとえば、JEDEC標準対応の製品にとって当該特許が必須であるとするラムバスの主張、販売製品のほとんどがJEDEC標準に依拠しているという事実、ラムバスの4つの技術市場の占有率は90%を越えるという事実—これらは証拠により立証されている。

業界に強い影響力をもつJEDECが標準を作れば、ユーザーの多くはそれを利用し、購入することは当然おこりうる。とくにDRAM産業では、ユーザーが互換性の高いDRAMを要求しており、それは標準化によってのみ可能であった。

これらの点を考慮し、委員会は、JEDEC標準とラムバスの独占力の間に因果関係が認められると判断した。

#### (3) 因果関係の連鎖

ラムバスは、以下の4つの理由から、自社の行為と独占力の因果関係を否定した。

##### 1) インテルの影響

ラムバスは、インテルがラムバスの技術を選択したので、ラムバスの独占的地位が高まったと主張した。この主張にALJも同意した。しかし、この結論が正しいとすると、それはラムバ

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

スの行為がラムバスの独占的地位の唯一の原因であったことについての立証責任を審判官に転嫁することになる。それは法律的な誤りであり、それは事実ではない。

インテルはRDRAMでその影響力を行使しえなかった。つまり、インテルだけではSDRAMの帰趨に影響をあたえることはなかった。成功の理由は、4つの技術が市場で好感されたことであり、それは証拠により明らかである。それをJEDECが標準として採択したのでそれがさらに顕著になった。

### 2) ラムバス技術の優越性

ラムバスは、仮に全面的に特許の存在を開示したとしても、JEDECは結局ラムバスの技術を標準化せざるを得なかったであろうと主張した。ラムバス技術が他の代替技術にくらべて優れており、必須技術であるという理由からであった。

審判官によれば、当時、最低でも6つの代替技術が存在していた。委員会は、対象技術ごとに代替技術に対するラムバス技術の価格、機能面での優越性を詳細に比較した。その結果、ラムバス特許の存在が開示されたとしてもJEDECがラムバス技術を標準化したであろうという主張については、ラムバスが立証責任を満たしていないとの結論にいたった。

### 3) ラムバスの行為と標準との関係

ラムバスは、仮にラムバスの行為がJEDECの決定プロセスに何らかの影響を与えたとしても、JEDECの利害と公衆全体の利害が異なるため、競争阻害の効果をもたらすものではなかったと主張した。また、標準化プロセスは「勝者がすべてを制する」ので、ラムバスが仮に特許開示を行っても結果は変わらなかったとも主張した。

委員会は、いずれの主張にも同意しなかった。JEDECは広範な業界からの参加をえており、特にDRAM技術とDRAM製品の購入者の参加

が多いので、経済的な意向がJEDECの決定に反映した点をその理由にあげた。また、後者については、コンピュータ業界ではロイヤルティ支払いの有無は極めて重要であり、かりにラムバスの特許技術が開示されていたならば、合理的で非差別的な(RAND)条件でのライセンス提供などが保証されない限り、JEDECは代替技術を標準化したであろうという理由からである。

### 4) ロック・インの不存在

ラムバスは、仮に独占力を認めるにしても、標準利用者に代替技術の選択の余地がある限り、つまりロック・インがない限り、独占力が永続的な要因とはならないと主張した。ロック・インがなければ、競合企業はその気になればラムバスに挑戦できたはずだという理屈である。ALJは、この主張を受け入れ、DRAM業界がJEDEC標準にロック・インしていたという審判官の認定を退けていた。

委員会は、いつの時点でロック・インの存在を評価するかを重視した。つまり、ラムバスの関連特許情報を入手し、それに対する措置を講じた時点で評価しなければならないとした。JEDEC会員が特許の存在を知ったのは、ラムバスが2000年初頭に最初の特許侵害訴訟を提起したときであった。その時点ではラムバス技術へのロック・インが発生していたと認定した。しかし、DDR2SDRAM標準についてはJEDECの採択との因果関係が明らかではないとした。

### 5) 独占力は無関係

ラムバスは、仮にラムバスの行為が独占力を生んだとしても、審判官が消費者に対する不当価格による競争阻害を立証できなかった以上、ラムバスが責任を問われるべきではないと主張した。具体的には、特許ロイヤルティは、DRAMメーカーにとって事業コストであるという主張であった。ロイヤルティ率は合理的なものであり、反競争的な効果はないとも主張した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

委員会は、高止まりしたDRAM価格から発生するDRAM生産量の減少の影響をラムバスは過小に評価していると指摘した。生産量が減れば、業界にとって深刻な損失を招くことになり、それがひいては社会福祉の低下につながるとした。多くの証拠がロイヤルティ率は合理的ではなかったことを示しているが、そのような証拠に依拠しなくても、法律論からラムバスの主張は受け入れられない。つまり、市場独占につながる詐欺的行為は、本質的に競争阻害をもたらすものであり、「独占者のごとく振舞っていない」という弁明は判例上も受け入れられないとした。

### 3. 4 証拠湮滅

ラムバスは、外部弁護士の助言のもとに文書管理規定を1998年初頭に改変し、同年7月に実施した。98年9月に会社全体で「シュレッダーデー」を設け、翌年8月には膨大な量の文書を処分した。2000年12月に新しい社屋に移転する際、同程度の分量を破棄した。その一環として、電子メールを消去し、コンピュータのバックアップテープも破棄した。また、外部のビンセント弁護士に対しても、彼の事務所の出願関連ファイルを破棄するように指示した。

証拠によれば、ラムバスの幹部および弁護士も文書の破棄を実行した。破棄された文書にはFTC手続関連のもの、たとえばJEDEC関連の文書も含まれていた。クリスプ氏やラムバスの社内弁護士が、後にJEDEC関連の書類を探そうとしても見つからなかったほどその処分は徹底したものであった。

しかし委員会は、ラムバスの証拠湮滅の有無を立証する必要はないとの判断を示した。これまでに収集された証拠で委員会の判断が支持されているからだ。したがって、証拠湮滅に対する救済命令も必要ないとした。

ただし、この問題に関連して委員会は留保条

件を付けた。ラムバスの広範な文書破棄運動により、委員会がラムバスの行為を十分に審査する機会を否定される可能性がある」と強調した。認定に依拠した証拠よりもっと関連のあるものが破棄された可能性があれば、この問題を追及すべきであろうとして、制裁の可能性を留保した。

## 4. むすび

上記のとおり、委員会はALJの仮決定を全員一致で覆した。委員会がFTCの決定機関であるため、反トラスト法違反問題についてのFTC判断はこれが最終となる。委員会は、引き続きラムバスに対する制裁措置(救済問題)についての審理を行うことになる。しかしながら、今回の審決に対してラムバスが司法による再審理を請求することは十分に考えられるため、最終的な決着はまだ先になることが予想される。

委員会の審決が公表される前の本年(2006年)3月、米連邦最高裁はインデペンデント・インク事件判決<sup>31)</sup>の中で、従来の「抱き合わせ」の違法性要件を緩和する判断を示して注目された。この判決により、これまで特許権者にとって制約となっていた抱き合わせ問題が実務上かなり緩和されることになる。この判決からも、米国のプロパテントの流れが続いていることが読み取れる。しかし、それならばなぜフォロワーの風の中で特許権者であるラムバスが今回、一転して敗れたのであろうか。

その理由の一つに、米政府の標準化重視の政策がある。米政府は2000年に「国家標準戦略」(NSS/2000)<sup>32)</sup>を発表し、2005年には「合衆国標準戦略」(案)(USSS/2005)<sup>33)</sup>を発表した。その中で米政府は、標準化をめぐる環境が激変し、新しい標準化プロセスが求められていること、従来の公平性、透明性、合意性に加え、市場ニーズに迅速かつ柔軟に対応しなければなら

ないことを強調している。

そのような政策を後押しするように、ブッシュ大統領は2006年の一般教書演説で、国家予算の投資効率を高めるために、予算の配分先を選択・集中することを明らかにした。重要配分先の一つとされたのがNIST（国立標準技術研究所）である<sup>34)</sup>。このような標準化重視の方針が、プロパテントに優先し、ラムバス事件の審決に何らかの影響を与えたと考えられることができる。

また、FTCが一般論としてではあるが、最近の特許の質の低下を問題視していたことも今回の審決に影響を与えたかも知れない。FTCは2003年、特許法政策と競争法政策を調和させる必要があるとの立場から、有効性の低い特許の市場競争にあたる弊害、特にビジネス方法特許の弊害について報告書で指摘し、特許庁に早急の改善を求めていた<sup>35)</sup>。

今回、委員会がALJの仮決定を覆した最大の理由は、煎じ詰めれば、増加する技術標準の政策的な重要性と脆弱な有効性に起因する特許の存在感の減少の両者を秤にかけ、結局、前者に重きを置いたということが言えよう。

## 注 記

- 1) SDRAM標準のうち、ラムバス特許が包含する技術は具体的には「待ち時間 (latency) 技術」, 「バースト長 (burst length) 技術」, 「データ促進 (data acceleration) 技術」, 「クロック同期 (clock synchronization) 技術」の4つであった。
- 2) 米ラムバス社の詳細については本稿の目的とするところではないが、以下のウェブから日本語による会社情報が入手できる (<http://www.rambus.co.jp/about/>)。
- 3) その書状の内容は以下のとおり。「今回、ラムバスは、我々の知的財産の立場について一切のコメントを差し控えることを選択します。我々が委員会の会合に参加し、そこで発言を控えたことで、…中略…わが社の知的財産に対する（標準の）将来の侵害可能性について何らかの表明が行われたと解釈されるべきではありません。」
- 4) 以上、本事件の事実関係については、FTC審判

官の訴状による。

- 5) デル・コンピュータ事件は、標準化団体での審議で関連特許がないと申告したにもかかわらず標準採択後にデル・コンピュータが標準関連特許を行使したことに対するFTCの訴追である。結局、デル・コンピュータはFTCと争うことをせず、その指摘に同意して和解した。同意審決の内容について、拙著『特許と技術標準』（八朔社、1997年、88-92頁）を参照されたい。
- 6) 「インフィニオン訴訟」の地裁判決、控訴裁判決の内容については、拙稿『特許法と反トラスト法の相克—ランバス特許争訟を契機として—』（「知財管理」Vol.54, No.1, 2004, 50頁以下）を参照されたい。
- 7) 連邦取引委員会（Federal Trade Commission）は、大統領の指揮権から独立した規制委員会の一つであり、5名の委員によって構成される「委員会」が決定機関である。委員長は委員の中から大統領が指名する。その下に事務局があり、ライン機能をもつ局（Bureau）とスタッフ機能をもつ室（Office）が置かれている。
- 8) 調査官（investigative attorney）は連邦取引委員会の職員である。調査官には調査権限が与えられており、裁判の場合と同様に、文書提出命令や証人喚問等を行う権限をもつ。
- 9) 審判開始が決定されても、被疑者が改善措置をとることに同意する場合には、「同意命令」（consent order）が出される。それにより当該事案の手続は終結する。同意命令は、審判手続を経た命令ではないので、先例とはみなされない。その好例が「デル・コンピュータ同意審決」（前掲注5）参照）である。
- 10) 連邦取引委員会の審判は準司法的な性格をもつ。審判は、裁判の原告にあたる審判官（complaint counsel）と被告にあたる被審人（respondent）の間で事実関係の認否や適用判例についての議論が交わされる。当事者間の行事役を務めるのが行政法判事（ALJ）であり、審判の指揮をとる。審判官もALJもFTC所属の職員ではなく、人事管理局から派遣される。彼らは、法曹資格と7年以上の実務経験をもち、そして一定の資格試験を合格した専門家である。この派遣制度は、審判官やALJに、身分保障と委員会からの独立性を担保するために設けられたものである。FTC帰属の職員でないことで、独立した地位と

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 身分を保障されている。(松下満雄『アメリカ独占禁止法』(東京大学出版会, 1987, 24-29頁)参照。)
- 11) その他にも, ①EIA/JEDECのpatentポリシーは, 必須特許の早期の開示を促すが, ラムバスはそれに違反していない, ②告訴状が反トラスト法違反の根拠として引用した判例は, 本事件の事実関係には適用できない, ③ラムバスの行為は「詐欺」にあらず, 開示義務の違反とはならない, ④ラムバスはJEDEC在籍時に開示すべき特許・特許出願のうち非開示のものはなかった, ⑤ラムバスの特許出願の拡張補正には何ら違法性はない, ⑥ラムバスの訴訟行為は正当なものであり, 何ら「排除行為」にあたらぬ, ⑦JEDECの開示ルールを知りつつそれを破ったとしても, それによってJEDECに対する「故意の誘導」とはならない, ⑧ラムバスに不履行や誤った表明があったとしてもJEDECメンバーはそれに依拠していない—などの理由が挙げられた。
  - 12) 技術の発展においては, その立ち上がりの時期の事情によって選択された方式をその後になってもかえることができない現象がしばしばみられる。それを「ロック・イン」(lock-in)と呼ぶ。(金森久雄他編『有斐閣経済辞典第4版』有斐閣, 2002年)
  - 13) 仮決定の「結論の要約」(6-7頁)ではその外に8項目挙げている。
  - 14) 被審人が30日以内に異議申し立てをせず, 委員会が再調査を命じない限り, 仮決定が最終審決として確定する。一般に, 審判官の専門性と独立性に鑑みて, 委員会は審判官の判断に「適切な尊敬」を払うことが原則となっている。
  - 15) JEDECでの関連特許の非開示が州法の「フロード」(詐欺)にあたるかどうかをめぐって争われた事件で, 一審の陪審は, 州法違反を認めた。しかし, 控訴審(CAFC)は, その判断を退け, 事件を一審に差し戻していた。その経緯の詳細については, 拙著「特許法と反トラスト法の相克—ランバス特許争訟を契機として—」(『知財管理』Vol.1, 2004, 47頁以下)参照。
  - 16) Rambus, Inc. v. Infineon Techs. AG, 222 F.R.D. 280 (E.D. Va. 2004)
  - 17) Samsung Elecs. Co., Ltd v. Rambus, Inc., 398 F.Supp.2d 70, 473 (E.D. Va. 2005)
  - 18) 「汚い手」(Unclean hands)とは, 他の法規では対処できない行為に対して, 正義・衡平の観点から救済を認める米国法特有の法理である。
  - 19) Hynix Semiconductor Inc. v. Rambus Inc., No. CV-00-20905 RMW, 2006 WL 565893 (N.D.Cal. Jan. 5, 2006)
  - 20) Micron Tech., Inc. v. Rambus Inc., CV-0-792-KAJ (D.Del.Mar.6, 2006)
  - 21) “Clear and Convincing Proof” 一般に事実の証明は「証拠の優越」で足りるが, 例外的により高いレベルの証明が必要とされる場合があり, その場合の証明の程度を表す概念である。(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会, 1998, 151頁)
  - 22) “Preponderance of Evidence” ある事実についての証拠の重さ, 証明力が全体として, 相手方のそれよりも優越していること。民事事件ではこれによって, 当該事実の存在ないし不存在を認定してよいとされる。(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会, 1998, 658頁)
  - 23) 審決の内容を日本語で紹介した文献として和久井理子・横田貴史「ラムバス事件—技術標準と特許, 独禁法—」(『知財プリズム』Vol.5, No.50, 2006年11月)がある。
  - 24) Sherman Act. 1890年に制定された米反トラスト法の中核をなす連邦法。シャーマン法2条は, 「…取引もしくは通商のいかなる部分をも独占し, 独占を企画し, 又は独占する目的で他の者と結合もしくは共謀する者は, 重罪を犯したものととして, 有罪の決定があったときは, 裁判所の裁量により, 罰金もしくは3年以下の禁錮に処し, …」と規定する。
  - 25) Federal Trade Commission Act. 価格差別を禁止するクレイトン法と共に1914年に制定された連邦法。シャーマン法, クレイトン法とあわせて米反トラスト法を構成する3つの主要な法律である。FTC法5条は, 「通商におけるもしくは通商に影響を及ぼす不正な競争方法及び不正なもしくは欺瞞的な行為又は慣行は, これを違法とする。」と規定する。
  - 26) Walker Process Equipment, Inc. v. Food Mach. & Chem. Corp., 382 U.S. 172 (1965)
  - 27) United States v. Microsoft Corp., 253 F.3d 34, 58-59 (D.C. Cir. 2001), 58-59
  - 28) 規格や標準の利用に障害となるような行為を言

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うが、一般には、標準利用に障害となる特許を意味することが多い。「ホールドアップ特許」とも呼ばれる。

- 29) ALJはその理由として①開示義務が立証されていない②企業秘密の正当化事由（つまり特許出願が係属中であること）は標準化機関への入会により損なわれない③審判官が適用した法が誤りである一を挙げた。
- 30) ALJの考え方は、JEDECのもつ規範性が弱いというものであった。規範性が弱い以上、独占力との因果関係は認めることができないと認定した。
- 31) *Illinois Tool Works v. Independent Ink, et al.*, 547 U.S. (2006) この事件は、プリントヘッドとインク容器をクレームする特許をもつ被告（ITW）が、ライセンシーであるOEMメーカーにITWからのインク購入を義務付けたことに端を発した。原告（Independent Ink）は、そのようなライセンス条件は違法な「抱き合わせ」であり、反トラスト法違反に違反するとして略式判決を求めた。「抱き合わせ」が違法となるには、特許権者に「市場支配力（market power）」があることが要件となる。最高裁の判例によれば、抱き合わせする製品（tying goods）に特許がある場合には市場支配力が「推定」される。つまり、判例上、市場支配力が無いとの反証は特許権が行うことになる。しかし、一審地裁は、最高裁判例に既判力はなく、「推定」がない以上、

市場支配力を立証するのは原告の責任であるとして、原告の請求を退けた。控訴審でCAFCは、最高裁判例に反するという理由から地裁判決を破棄・差し戻した。上告審で最高裁は、CAFC判決を破棄し、原告にITWの市場支配力の立証責任があるとした。つまり、特許権者は、市場支配力の存在を否定する挙証責任から放免されることになる。

- 32) “National Standards Strategy for US” NSS, 2000. 官民の標準化関係者の議論をANSI（米国規格協会）が取りまとめ、公表したもの。米国の標準戦略の基盤となっている。
- 33) “United States Standards Strategy” (Final Draft 2005) NSS. これはNSS/2000の改訂版である。日本の「知的財産推進計画」で挙げている国際標準化関連の項目を意識したような記載が少なくない。
- 34) 拙稿『大統領経済報告にみる米国の知財政策』「発明通信」第522号，2006年6月1日
- 35) FTC Report “TO PROMOTE INNOVATION: THE PROPER BALANCE OF COMPETITION AND PATENT LAW AND POLICY” 2003, Oct.; DAF/COMP/WD (2006) 52 “ROUND-TABLE ON COMPETITION, PATENTS AND INNOVATION”

（原稿受領日 2006年11月15日）